

倉敷市農業委員会農地部会議事録

1 開催日時 平成27年7月8日(水)午前10時00分から午前10時30分

2 開催場所 倉敷市役所 5階502会議室

3 出席委員(15人)

農地部会長 18番 小野 健児 委員

農地部会長代理 16番 栗坂 正 委員

農地部会長代理 17番 岡 勝嗣 委員

委員

1番 古川 敦己 委員 2番 柿本 太志 委員 3番 千田 甚治 委員

5番 中桐 敏憲 委員 6番 田邊 洋樹 委員 7番 小幡 通隆 委員

8番 安田 公彦 委員 9番 難波 福治 委員 12番 亀山 徹 委員

13番 難波 克巳 委員 14番 黒岡 勝美 委員 15番 光田 稔 委員

4 欠席委員(3人)

4番 山地 康弘 委員 10番 難波 朋裕 委員 11番 原田 龍五 委員

5 農業委員会等に関する法律24条(議事参与の制限)に該当した委員

中桐 敏憲 委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第18条の規定による許可申請について

議案第5号 農用地利用集積計画について

議案第 6 号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第 7 号 「倉敷市倉敷地域の農業の振興に関する計画」に係る意見聴取について

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第 2 号 農地法第 4 条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第 3 号 農地法第 5 条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第 4 号 農地法第 1 8 条の規定による通知について

報告第 5 号 農用地利用配分計画について

報告第 6 号 農用地利用集積計画協議及び決定の一部訂正について

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

次長 池原 伸一 主任 日下部 啓司

主任 小林 龍治 主任 則本 真知子 副主任 早乗 周治

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

事務局 池原次長	<p>(開会 午前10時00分)</p> <p>定刻となりましたので、ただいまから農地部会を開催したいと思います。</p> <p>それで、議事に入りたいと思います。農地部会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会会議規則により、議長は農地部会長が務めることになっておりますので、これより議事の進行は小野農地部会長さんをお願いしたいと思います。小野部会長さんよろしく申し上げます。</p>
小野農地 部会長 (以下 「議長」)	<p>ただ今から、平成27年7月の農地部会を開会いたします。</p> <p>出席委員は18名中(15)名で、過半数に達しておりますので、農地部会は成立しております。</p> <p>それでは皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>これより議事に入ります。まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。倉敷市農業委員会会議規則第11条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>それでは(16)番(栗坂 正)委員と(17)番(岡 勝嗣)委員に申し上げます。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の小林主任と早乗副主任を指名いたします。</p> <p>以上で議事日程第1を終わります。</p> <p>それでは議事に入ります。1頁をお開きください。</p> <p>議事日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 則本主任	<p>則本です。それでは説明させていただきます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁から2頁にかけて9件の申請がありました。</p> <p>権利の種類の内訳は、所有権移転が7件、使用貸借権設定が2件です。</p>

それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。

【議案第1号、1番から9番について調査票をもとに説明】

1頁1番、4番及び5番は、合わせて下限面積を満たすこととなりますが、譲受人は農作業歴約40年あり、営農計画書を確認し、農業を営む見込みが十分にあると判断いたしました。

1頁3番につきましては、譲受人は農地法3条第2項第5号の下限面積の要件を満たしておりませんが、不許可の例外規定である農地法施行令第6条第3項第3号「その位置、面積、形状からみてこれに隣接する農地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地につき、隣接する農地を現に耕作するものが権利を取得する」ことに該当します。

その他、2番及び6番から9番につきましては、調査票のとおり問題のある案件はございませんでした。

今回の案件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、3番につきましては農地法施行令第6条第3項第3号に該当するため許可、1番から2番及び4番から9番につきましては、調査票のとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしているものとして、異議なく許可とのことでした。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長

事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」ですが、1頁1番から2頁9番までの計9件の内、3番については、農地法施行令第6条第3項第3号に該当するため許可。1番と2番、4番から9番については、別添調査票のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員

【 異議なしの声あり 】

議 長

異議なしということでございますので、議案第1号は、1頁1番から2頁9番までの計9件は、許可と決定いたします。

次に、3頁をお開きください。議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。

事務局 早乗 副主任	<p>それでは、事務局より議案の説明をお願いします。</p> <p>早乗です。説明は座ってさせていただきます。</p> <p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが、3頁に3件の申請がございました。</p> <p>次に各案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので、あわせて参照してください。</p> <p>【議案第2号、1番から3番について調査票をもとに朗読・説明】</p> <p>1番と2番については特に問題はございませんでした。</p> <p>3番についてですが、違反転用の是正で本申請を提出したが、他にも違反転用があり是正に向けて協議中であるため保留とのことでした。</p> <p>以上により、3番は保留。1番と2番は、許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第4条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。</p> <p>また、この2件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可との意見でした。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」ですが、3頁1番から3番までの計3件の内、3番は保留。1番と2番は、別添調査票のとおり農地法第4条第2項各号に該当しないものとして、許可ということでございますが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第2号は、3頁1番から3番までの計3件の内、3番は保留。1番と2番は、別添調査票のとおり農地法第4条第2項各号に該当しないものとして、許可と決定いたします。なお、許可とした2件につきましては、7月28日開催予定の岡山県農業会議 常任会 議員会議に諮問し、転用相当との答申を受けた時には、すみやかに許可書を交付することといたします。</p>

事務局 早乗 副主任	<p>次に、4頁をお開きください。議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題にします。</p> <p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>早乗です。説明は座ってさせていただきます。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、4頁から5頁にかけて14件の申請がありました。</p> <p>次に各案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。</p>
議 長	<p>【議案第3号、調査票をもとに朗読・説明】</p> <p>今回、申請のありました14件についてですが、許可基準からみた検討状況は、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。</p> <p>また、この14件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可との意見でした。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いたします。</p> <p>事務局の説明では、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、4頁1番から5頁14番までの計14件は、別添調査票のとおり農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はありませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしとのことですから、議案第3号は、4頁1番から5頁14番までの計14件は、別添調査票のとおり農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可と決定いたします。なお、許可とした14件につきましては、7月28日開催予定の岡山県農業会議 常任会 議員会議に諮問し、転用相当との答申を受けた時には、すみやかに許可書を交付することとします。</p> <p>次に、6頁をお開きください。議案第4号「農地法第18条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p>

事務局 則本主任	<p>則本です。それでは説明させていただきます。</p> <p>議案第4号「農地法第18条の規定による許可申請について」でございますが、6頁に1件の申請がありました。</p> <p>お手元にお配りしております、許可申請書の資料をご覧ください。</p> <p>こちらの案件は平成27年6月18日に農地法第18条第1項の規定に基づく許可申請書が賃貸人から提出されました。</p> <p>土地の表示は倉敷市西中新田100番2 登記地目：田 地籍：676㎡です。主な申請理由ですが、賃借人は10年来本件農地を耕作放棄し、また賃借料の支払いもないことから、賃貸借の解除又は解約の申し入れをしたいというものでございます。</p> <p>この案件について西地区協議会でご審議いただきましたが、お手元に配付の「審議計画」に基づき進めて行くこととし、来月賃貸人から意見聴取を行うということで、今回は保留とのご意見でした。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第4号「農地法第18条の規定による許可申請について」は、6頁1番は保留とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はありませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしということですから、議案第4号は、6頁1番は保留といたします。</p> <p>次に、7頁をお開きください。議案第5号「農用地利用集積計画について」を議題とします。</p> <p>おそれいります、中桐委員さんに関係する案件がありますので、農業委員会等に関する法律第24条により、議事参与の制限に該当しますから退席して下さるようお願いいたします。</p> <p>(中桐委員 退席)</p> <p>それでは、事務局から議案の説明をお願いします。</p>

<p>事務局 則本主任</p>	<p>則本です。それでは説明させていただきます。</p> <p>議案第5号の「農用地利用集積計画について」でございますが、7頁から10頁にかけて27件の計画が、倉敷市農林水産課に提出され、農業委員会に協議がございました。</p> <p>利用権の種類の内訳は、賃貸借7件、使用貸借20件です。</p> <p>また、利用期間については、更新が16件、更新切れを含む新規が11件です。</p> <p>今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農地利用集積円滑化団体によるものが2件、個人によるものが25件です。</p> <p>面積は54,258㎡です。</p> <p>借り手は耕作面積の下限を満たしており、農業専従者は、1人以上確保され、必要な農機具も所有しており、書類上の不備はありませんでした。</p> <p>議案第5号の各案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、27件とも承認が相当と判断します。</p> <p>なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でしたことをあわせてご報告いたします。</p> <p>ご審議のほどよろしく、お願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局の説明では、議案第5号「農用地利用集積計画について」は7頁1番から10頁27番までの計27件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、承認とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしということでございますので、議案第5号は、7頁1番から10頁27番までの計27件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、承認と決定いたします。</p> <p>事務局、中桐委員さんに入室するように伝えてください。</p> <p>(中桐委員 入室)</p>

議 長	<p>中桐委員さんに報告いたします。</p> <p>議案第5号は、7頁1番から10頁27番までの計27件は、承認されましたことを報告いたします。</p> <p>次に、11頁をお開きください。議案第6号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題にします。</p> <p>それでは、事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局 早乗 副主任	<p>早乗です。ご説明いたします。</p> <p>議案第6号「農地転用事業計画変更承認申請について」でございますが、1番についてですが、平成26年1月に自己住宅として農地転用許可を受けておりましたが、譲受人が住宅ローンの融資が受けられなくなったことから、事業の承継を行うものです。</p> <p>このことについて倉敷東地区協議会でご審議いただきましたが、異議なく承認とのことでした。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第6号「農地転用事業計画変更承認申請について」ですが、11頁1番は、承認ということでございますが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第6号は、11頁1番は承認といたします。</p> <p>次に、12頁をお開きください。議案第7号「倉敷市倉敷地域の農業の振興に関する計画に係る意見聴取について」を議題にします。</p> <p>それでは、事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局 早乗 副主任	<p>早乗です。説明は座ってさせていただきます。</p>

	<p>議案第7号【「倉敷市倉敷地域の農業の振興に関する計画」に係る意見について】でございますが、倉敷市長から平成27年6月17日付（農第454号）で意見を求められています。これは、分家住宅2件を新たに農業振興計画に追加し策定するものです。</p> <p>この件につきまして、倉敷東地区協議会でご審議いただきましたが、13頁の回答のとおり回答を行うことで承認されました。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明では、議案第7号「倉敷市倉敷地域の農業の振興に関する計画に係る意見聴取について」ですが、13頁のように回答してよろしいかとのことでございますが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>異議なしということでございますので、議案第7号は、承認といたします。</p> <p>以上で審議案件は終了いたしました。</p> <p>ここからは報告案件です。</p> <p>14頁をお開きください。</p> <p>報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について</p> <p>17頁をお開きください。</p> <p>報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について</p> <p>19頁をお開きください。</p> <p>報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について</p> <p>26頁をお開きください。</p> <p>報告第4号 農地法第18条の規定による通知について</p> <p>27頁をお開きください。</p> <p>報告第5号 農用地利用配分計画について</p> <p>28頁をお開きください。</p> <p>報告第6号 農用地利用集積計画協議及び決定の一部訂正について</p> <p>一括して事務局に説明をお願いします。</p>

<p>事務局 小林主任</p>	<p>14頁をお開きください。</p> <p>報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、14頁から16頁にかけて20件の届出がありました。</p> <p>本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。</p> <p>次に17頁をお開きください。</p> <p>報告第2号「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、17頁から18頁にかけて14件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に19頁をお開きください。</p> <p>報告第3号「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、19頁から25頁にかけて48件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。</p> <p>次に26頁をお開きください。</p> <p>報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」でございますが、26頁に5件の通知が農業委員会に提出されました。</p> <p>以上1号は相続による所有権、賃借権の取得に係る許可の要らない届出であり、2号から4号につきましては、地区担当の農業委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。</p> <p>次に27頁をお開きください。</p> <p>報告第5号「農用地利用配分計画について」でございますが、27頁に、3件の利用配分計画が岡山県知事により認可されました。こちらは、農地中間管理機構である公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団が、平成27年5月1日付けで農地中間管理権を取得した農地において、借り手との使用貸借権が設定されたものです。</p> <p>次に28頁をお開きください。</p> <p>報告第6号「農用地利用集積計画協議及び決定の一部訂正について」でございますが、28頁から33頁にかけて46件の訂正がありました。</p> <p>こちらは、平成26年11月及び平成27年5月の農地部会で承認していただいた農用地利用集積計画について、農林水産課より存続期間の期日に誤りがあった旨</p>
---------------------	---

議 長	<p>の訂正依頼があったため、農地台帳を訂正いたしました。</p> <p>報告案件については以上です。</p> <p>ご確認のうえ、ご承認をお願いします。</p> <p>ただいまの事務局の説明について、なにかご質問がありますか。</p>
各委員	<p>【 異議なしの声あり 】</p>
議 長	<p>ご異議ないものと認め、報告第1号から報告第6号についてはすべて承認することと決定します。</p> <p>事務局他に、何かありますか。</p>
事務局 池原次長	<p>ご審議ありがとうございました。</p> <p>次回の農地部会は、平成27年8月11日(火)午前10時より、倉敷市役所502会議室にて予定しております。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p>
議 長	<p>皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を当部会にご出席をいただき、迅速かつ適切なご審議をたまわり、誠にありがとうございました。皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。</p> <p>次回農地部会は先ほど事務局から案内があったとおりですので、ご出席のほど、よろしくお願いたします</p> <p>これにて、散会いたします。</p> <p>(閉会 午前10時30分)</p>

農業委員会部会会議規則第11条第2項の規定により署名・押印をする。

平成27年7月8日

倉敷市農業委員会

農地部会長

署名委員

署名委員